

重度心身障害者・高齢重度心身障害者の

福祉医療受給者証をお持ちのみなさまへ

平成31年4月から、

福祉医療制度が一部変わります。

<入院時食事療養費について>

自己負担額の助成を受けるためには、
医療機関の窓口で「減額認定証」の
提示が必要になります。

※一定の所得がある方など、「減額認定証」を
お持ちでない方は食事代の負担が発生します。

※減額認定証とは

医療機関の窓口で提示することにより、入院時に支払う食事療養費の自己負担額が
減額されるもので、主に住民税非課税世帯の方が対象となります。

多くは「〇〇保険 限度額適用・標準負担額減額認定証」という名称となります。

お問い合わせ先： 嬭恋村役場 住民福祉課 国保係 電話 0279-96-0515

群馬県健康福祉部国保課 電話 027-226-2676

裏面もご覧ください。→

Q. 入院時食事療養費とは何ですか？

A. 病院に入院したときの食事代の定額負担のことで、医療保険で給付される部分と、みなさまが自己負担する部分(食材費及び調理費相当分)があります。

この自己負担部分を入院時食事療養費標準負担額といい、福祉医療制度では医療費に加えて、この入院時食事療養費標準負担額部分も助成しています。

【参考図】入院時の食事代のしくみ

(例)	診療の一環としての費用分		食材費+調理費相当分	
	保険給付	180円 (入院時食事療養費)	自己負担	460円 (標準負担額)
一般所得者				

Q. なぜ制度が変わるのですか？

A. 福祉医療制度が変わる理由は大きく2つあります。

1つは、在宅での療養を進めていく中、入院されている方と在宅で療養されている方との食事代の公平性を図るためです。もう1つは、医療費が増え続ける状況の中、福祉医療制度を将来にわたって持続可能な制度として安定的に運営していくためです。

みなさまのご理解をお願いいたします。

Q. どのように変わるのですか？

A. 福祉医療制度では、これまで入院時食事療養費の自己負担分を全て助成していましたが、平成31年4月から、(高齢)重度心身障害者の福祉医療受給者証をお持ちの方は、受診時に窓口で減額認定証を提示した方がのみが助成の対象となります。

住民税非課税世帯等で減額認定証をお持ちの方でも、受診時に提示されないと助成の対象となりませんのでご注意ください。なお、医療費部分はこれまでどおり助成されます。

Q. 減額認定証はどこでもらえますか？

A. 各医療保険(国保、後期、健康保険等)で課税状況等を確認して発行していますので、保険証に記載されている、ご加入の保険者にお問い合わせください。

Q. 減額認定証の提示を忘れてしまいました が、後で返還(還付)してもらえますか？

A. 医療機関の窓口で減額認定証の提示がないと、食事療養費の助成は原則受けられません。忘れずに減額認定証を提示してください。

Q. 県外の医療機関に入院した場合にも食事療養費の助成は受けられますか？ また、その際に減額認定証の提示の必要はありますか？

A. 医療機関の窓口で、減額認定証の提示をしていれば、県外の医療機関に入院した場合でも助成を受けられます。領収書等を持参のうえ、お住まいの市町村の福祉医療担当課にお問い合わせください。